

生垣設置奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどり豊かなまちづくりの実現を図るとともに、災害に強いまちづくりの推進を目的に設置される「生垣」の奨励金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付の対象)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件に該当する生垣を新規に設置（以下「設置」という。）するもので、市民税を完納しているものとする。

(1) 相模原市において都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域及び同法第8条第1項第1号の規定による用途地域内の戸建住宅（店舗併用住宅を含む。）又は共同住宅用地内に設置するもの

(2) 前号に規定する住宅用地が国、県又は市の道路に接し、当該道路の幅員が4メートル以上である場合又は当該道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路である場合にあっては、当該道路の中心線から水平距離2メートル以上離れて設置するときに限る。

(3) 設置する長さが3メートル以上であること。

(4) 柵、金網フェンス等（以下「金網フェンス等」という。）の内側に設置する場合においては、透過性が十分確保されるものとし、植栽面から当該金網フェンス等の基礎部分の高さは60センチメートル以下であること。

(植栽基準)

第3条 植栽樹木は、生垣に適した樹種で、原則的に相模原市みどりの協会が推奨するものとする。

2 植樹時の樹高（植栽面からの高さ）は90センチメートル以上とし、1メートル当たりの植栽本数は2本又は3本を基本とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金は、予算の範囲において交付するものとし、対象となる生垣1メートル当たり5,000円とし、20メートル（100,000円）を限度額とする。ただし、共同住宅については、理事長が別に定める。

(交付の条件)

第5条 設置した生垣は、設置後5年間良好な管理を行い、それを保存しなければならない。

(申請の手続)

第6条 生垣奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

生垣奨励金交付申請書に次に掲げる書類及び写真を添えて理事長に申請する。

- (1) 生垣設置予定地の写真
 - (2) 市民税を完納していることが確認できる書類
- (交付の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(奨励金の交付)

第8条 申請者は、生垣設置完了後、生垣奨励金交付請求書及び完了写真等を理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項の請求書等を受理したときは、完了検査を行い、奨励金を交付することが適当と認めた場合は、申請者が指定する口座に奨励金を振り込むこととする。

(奨励金の返還)

第9条 理事長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(適用除外)

第10条 次の各号に該当する場合は、本要綱の適用除外とする。

- (1) 相模原市開発行為等指導要綱第3条に規定する開発行為及び建築事業により設置する場合
- (2) 販売を目的として所有又は管理する住宅用地に設置する場合
- (3) 公道等の新設又は改良による移転補償にかかわるものを設置する場合
- (4) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体が設置する場合
- (5) 法令及び条例等により緑化施設（樹木等が植栽された敷地をいう。以下同じ。）の設置を求められる行為を行う者が設置する場合。ただし、求められる緑化施設の面積の範囲を超えて行う場合を除く。
- (6) その他理事長が不相当と認めた場合

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

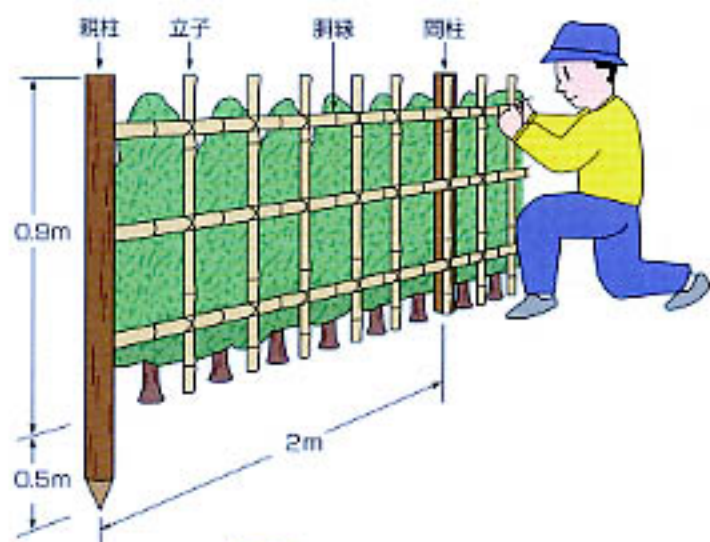
附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

あなたの手で「生垣」をつくろう

生垣の作り方

- ①生垣を作る場所の両端に親柱を立てる。その時、将来の生垣の幅をみて、境界より少し後退させて立てる。
- ②親柱に釘を打って水系を張る。
- ③水系に沿って、2m間隔で間柱を立てる。
- ④横竹（胴縁）を2～3段、釘で取り付ける。
- ⑤胴縁に沿わせて30cmに1本、苗木を植える。
- ⑥苗木と苗木の間に立子（竹）を立てる。

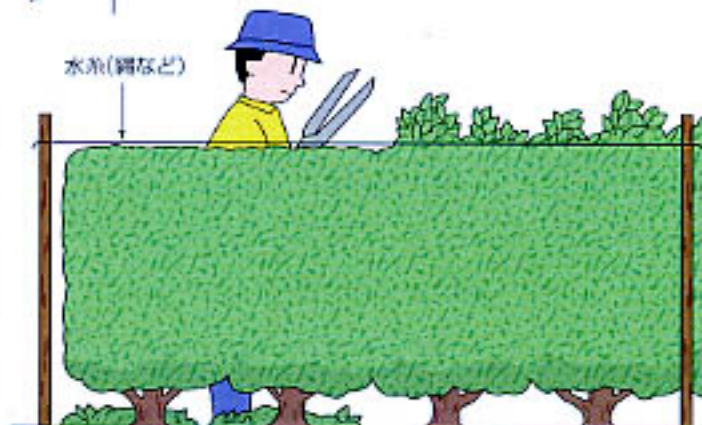


刈込み

生長の良い樹種は年に2回行いますが、見苦しくなれば随時行います。花木は花の終わった直後に刈込みます。

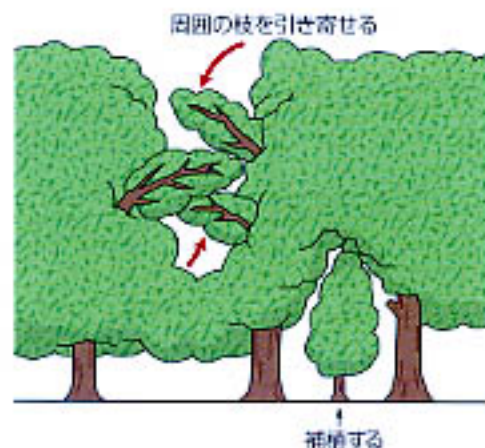
樹木は一般に上部の方が勢いが盛んなため、そのままいると下部の葉が枯れてしまいます。地表の近くから枝葉の密生した生垣を作るには、上部を強く下部を弱く刈込むことが必要です。

美しく刈込むには、生垣の両端に支柱を立て、目標の高さに縄を張り上面を水平に刈り、続いて側面、正面、裏面を刈ります。



補修

部分的に枯れたり、下部が枯れあがってしまった場合は、周囲の枝を引き寄せ小枝を吹かせて補修します。枯れ方がひどい時には、原因を調べた上で補植します。



生垣を美しく保つためには

生垣を美しく保つためには、年に1回は施肥することが必要です。2～3月頃に、生垣から30cmくらい離れたところに根を切るようにして溝を掘り、肥料を施します。

肥料には、窒素、リン酸、カリなどの成分を定められた割合で含む化成肥料と、油粕・鶏糞などの有機肥料があります。一般に、有機肥料はゆっくり効きますが、化成肥料には、効き方が速効性のものと、ゆっくり効く緩効性のものがあります。

2～3月頃には、有機肥料と緩効性の化成肥料がよく、初夏や夏秋期の刈込み後には、速効性の化成肥料を追肥するのがよいでしょう。1回の施肥の量は、乾燥鶏糞は溝1m当たり1kg程度、緩効性の化成肥料は200g程度、追肥の化成肥料は50g程度です。

一般的に生垣には、有機肥料を混合したものの方が、肥料あたりの失敗も少ないのでよいでしょう。また、施肥の際は、土とよく混ぜて与えてください。

お問い合わせは…

財団法人相模原市みどりの協会

事務局：〒228-0828 相模原市麻溝台 2317 番地の1 (市立相模原麻溝公園内)

TEL (042) 777-2860

R100
RECREATION RESOURCES CENTER